時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の

時事新報

第三千百號
明治廿四年八月六日　木曜日
舊曆辛卯七月二日（甲子）
日出午前四時五十三分　日入午後六時四十分
月出午前五時五十四分　月入午後七時五十二分
滿潮午前六時二十八分　午後六時四十六分
（西曆一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價逓送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ逓送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるもと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生したる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

社費節減

國會開けて政費節減の說起り國庫の儉約說は延いて私立の會社に及び近來處々の鐵道を始め諸會社の株主中には社費節減の議論喧しくして既に役員を省き給料を減したる向きも少なからざる商賈に儉約は尤も至極のことにして事務にさへ差支なければ役員は成る丈け少數少給にして株主の利益を謀るこそ本意なれども爰につらく會社の由來を案ずるに其設立の初に於て大凡その給料の多寡を定め其多寡は所謂世間幷に從ふものにして役員等の生活も亦自然に此世間幷に從ひ內の衣食住、外の交際、萬般の調子漸く高くして漸く內實の不如意を感じ假令へ減給の沙汰なきも其懷中は既に已に温ならずして時としては負債の催促に追はるゝ者さへある其處に俄に減給とありては迚も生活の見込みはある可らず依て心機を一轉して斷して儉約せんと欲すれども心身既に浮世の風に吹き惱まされて何分にもその勇氣に乏しく左ればとて會社の給料の外に錢の入る可き道あるを見ず是れを思ひ彼れを懷へば心緒多端、亂れて麻の如く相濟まざることゝは知りながらも本職たる社務の上に多少の怠慢なきを期す可らず然るに會社の事たるや至大至重にして一刻千金を爭ひ瞬間の怠慢に萬金の損亡を招くは有勝のことにして社員が百圓の私債談に時を移し社用一封の文通を忘れて千圓を失ふの奇談もある可し尚は之よりも恐る可きは人の敗德にして凡そ人生の德義心を破るに錢より有力なるものはあるべからず窮して盜むは小人の事なれども會社の大人紳士にても窮迫の甚だしきに至れば私心の發起なきを保證す可らず事抦こそ盜偸に異なれども社の公務に關し君子の節を屈して私に利するの方法は甚だ乏しからず從來の事實に徵して其細目を想像し枚擧するは甚だ容易なれども我輩は自から君子の筆端を汚さんことを恐れ態と之を喋々せずして讀者の推察に附し去るのみ左れば諸會社の社費節減は商賈論として至極妙なれども今の所謂紳士紳商社會に行はるゝ其豪奢の風を共にして給料のみを減ずることもあらんには之が爲めに社務の怠慢を生じ社員の私心を發達せしめて意外の邊に意外の不利を招き株主等が目前に節減し得たる僅々の錢は偶ま以て遠大の損亡を買ふの媒介たるを發明することある可し故に今日の株主にして果して社運の永久を謀り節儉以て利益を大にせんことを思はゞ先づ第一番に紳士紳商の豪奢を挫き一切萬事質朴儉約の風を奬勵して惰弱の酩酊を醒まし例へば鐵道會社の重役をして其洋服高帽を脫し草鞋脚絆當にて東西南北に奔走せしむる程の風潮を養生して然る後に節減法をも促す可きのみ若しも然らずして役員等の奢侈酩酊を今のまゝに差置き突然一席の臨時總會に減員減給を議決し一決何萬何千圓を儲けたりなど得意の顏色して却て前後の事情を顧みざるが如きは經濟思想の粗暴なる士族流の考にして一を愛みて十を空ふするものと云ふ可し

文明の紳士

今の文明社會に時めく者は政府の官吏又は諸會社の役員等にして如何なる間違より生じたることにや此輩が分限不相應の生活して實際にあるまじき金を費す其樣は唯驚くの外なし其出入する所の建物が西洋造なれば其身も亦洋服を服し金の指輪と金の時計に何百圓を費して靴一足の價は五圓を下らず冬はストーヴに煖を取りて電氣燈下の椅子に寄り夏は氷の代りにラムネの瓶を明けて辨當は洋食に限る一寸一盃もビール、葡萄酒にしてブランデーも一罎以上にあらざれば口に合はず、朋友同僚の集會、賓客長老の饗應、一人前の料理三五圓を下らざるの慣行あり況んや其公用私用の爲めに旅行などする時の體裁に於てをや月給百圓か二百圓の身分にても居然たる天下の一紳士にして旦那と仰がれ殿樣と崇められ下界の商人等は一泊十五錢乃至二十錢の旅籠あるに紳士の宿料は必らず五十錢以上と定まり茶代は之に四倍して二圓を投じ又三圓を奮發し晝食の酒肴に茶代を幷せて五圓を費すことさへ珍らしからずと云ふ其生計の出入に無算無法なるは世界萬國に比類を見ず或る外國人の話に日本人の生計を其所得より割出して歐米諸國人に比較すれば凡そ五倍を浪費する者ありと云ひしも妄評ならざるが如し無より有を生ぜざるは數理の示す所にして本來所得に無き金を費せば其所費は詰り借金たらざるを得ず一方に無理の金策を運らして他の一方に豪奢浪費を逞ふし家道次第に淋しき折抦、政府にも會社にも節減論の流行を催ほして更に減員減給の沙汰に迫まりたり進退如何す可きや我輩の所見を以てするに此時に當りて男子の行路は獨立獨步して浮世の譏誉を憚らず交際を殺風景にして朋友を失ひ盡すこともあるも、費用を節して凡俗の歡心を失ふことあるも、無き財物を費して不義理を犯すことは出來ずと覺悟するの一法あるのみ天下無數の文明男子果して其勇氣あるやなきや

雜報

○中央氣象臺の所屬　同臺は久しく內務省地理局の下に立ち來り今度の官制改正にても多少定員を減少したれども餘は從前の如くに据置く事と爲りしが此所屬に就ては其筋にても隨分種々の評議ありたる趣にて一時は農商務省の農務局に屬せしむべしとの議論頗る勢强かりしが同臺自身に取りては今日の如く獨立の姿なれば何れの局部に屬するも敢て不都合とてはあらざれど唯農務局に屬したるが爲め其觀測の區域をも單に農業上の事にのみ縮小さるゝが如き場合に至らば經費の一點は兎も角も完全なる氣象觀測の効果を示さんこと素より望むべからざる事なれば寧ろ初より全く之を廢するの優れるに如かざるべしなどの反對說も出でたる爲め何時か所屬代への評議も立消の姿と爲り今度の官制改正に就ても斯くは變動する所なくして止みたるものなりと云ふ尤も或る一部分にては斯く地理局に屬せしむる事も是迄よりの仕來りとは云へ決して其當を得たる者に非ざれば早晩純然たる獨立の地に立たしめ帝室の直轄に屬せしむべしとの意見を有し居る者も少からずと云へり

○結核病治療の新法再び顯はる　獨逸の大醫コッホ氏が一種の液を注射して肺病其他の結核病を治療するの發明ありしより一時世界中の評判となり本邦にても其治療法研究の爲め特に議會に於て臨時支出を議決したる程なりしに其後今日に至りては殆んど噂するものなきに至れり然るに巴里の大醫ランチロング氏は亞鉛の格魯兒化(Chloride)せるものを注射して同種の諸病を治療するの法を發明し去る七月上旬或る醫學會に於て其趣を披露し且つ此まで既に其療法を試みたるもの少からざれども孰れも好結果を得たりと云へり此事は巴里中の評判となりて直ちに試みに其治療を受けんと請ふもの數百人に達し又新聞紙上にて其報道に接し未だ數日ならざるに獨逸、伊太利、英國、露國、西班牙及び瑞西等より書面を以て同樣試驗を請ふ同病患者は數千人に及び其一般を感動せしめたる趣はコッホ氏が始めて治療法を公にせし時と同樣なりしとぞ

○聯合組合の設立　橫濱の雜貨商は兼て全國雜貨商の組合と氣脈を通し一致の運動を爲さんとの企畫ありしが各府縣共未だ同業組合の設立も全たからず且其時機の乘ずべき場合なかりしを以て荏苒今日を經過せしが襄に橫濱に於て彼の瀧藤商店と米人タスカ商會との間に起りし商品取引上の紛議ありてより我が雜貨商は一層全國同業者の聯合を爲し氣脈を通ずるの必要を感じたれば橫濱の賣込商組合の發企にて日本雜貨貿易商聯合組合を設立し各府縣同業組合を統一し同業者一團結の上共同の力を藉て居留外商が我に對する取引上の專橫なからしめんとの意見に基き先つ聯合組合の規約を制定し安全に本業の發達を計らんとて各府縣同業組合に向て同盟を促したるに素より各地の同業者も兼て希望する處なれば忽ち贊成を表し神戶を始め各地の同業組合に於ては協議の上夫々聯合組合議員として委員を撰定し既に委員確定の地方よりは之を橫濱雜貨商組合に通知して同盟を申込みたりと即ち今日迄委員の確定せし地方は

神戶組合の委員　濱
直三郎
小田原組合　天野門
三盛
足利組合　川嶋七十

右の分橫濱組合にては兼て川賀、藤松、浦の三氏と定り其
縣組合に於ては目下委員撰
て多少躊躇する處もあるに
委員も定まらざるべけれど
此の組合組織に贊成を表し
組合の委員も確定し愈々樣
を開くの期は最早遠からざ
組合の組織完了し全國同業
貿易市場に蹶へし堂々たる
の治外法權の爲め內商が嘗
取引上の氣隨氣儘も追々縮
れ外人の烱眼は早くも日本
居るを窺知し是に對する以
外商に於ても聯合して一致
て取引を繼續せんと盡力す
易商は務めて取引上の公平
迄も屈從せざは非は改むるに
織と共に充分團體の力を堅
法律外に坐して商權回復の
べしと云ふ

○負債及び不明引出金　去
糖會社現役員より負債取調
るものは左の如し
左の金額は從前會社が知
主より申出たるものを共
載せしに過ぎず今試に之
れば左の如くなるべしと
むるは材料とするに足らざ
如きは宜しく之を至當の
んとす

一金二十八萬零三百圓
內譯
金九萬二千六百八十
但し元簿に記入な
用ひず且つ役員の
に於て借入たるもの
金六萬零五百九十九
の原簿に記入なく
則約束手形發行し
金五萬七千四百七十
原簿に記入あり且
を用ひざる負債額
に於て起債せしも
金七千八百七十圓
原簿に記入ありて
ある負債額なり
金六萬一千六百七十
札幌製糖會社名義
り

又不明引出金即ち各銀行の
るものなれども曾て會社元
に費消したるものにはあら
左の如しと

一總引出金額六萬二百八
內更に預け入れた
金二千圓　久
金九百圓　第
金六千四百圓　北
計金九千三百圓
差引金五萬三千五百四十

○製糖會社の敗訴　札幌製
り財政上非常の紛亂を來し
らず何れも訴訟沙汰とになる
却の義務あるや否は法律上の